2026 年 11 月 27 日
学生部奨学課

日本学生支援機構奨学金

令和８年 11 月 20 日からの大雪に係る災害救助法適用地域世帯の学生に対する給付奨学金（家計急変採用）、緊急・応急(第一種・第二種)奨学金の募集ならびに返還不要の災害支援金給付について

記

標記の災害（適用地域は以下を参照）で罹災し、家計が急変(支出が著しく増大もしくは収入が減少)した世帯の学生に対して、日本学生支援機構奨学金の給付奨学金（家計急変採用）および第一種・第二種奨学金（緊急・応急採用）の募集がありました。

またあわせて、本災害により、本人や生計維持者が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた学生を対象に、JASSO 支援金（10 万円（返還不要））の募集がありました。

希望学生は、奨学課までメールにてご相談ください(syogakukin@list.waseda.jp)。

〇高等学院・本庄高等学院・芸術学校の学生は所属校の事務所にお申し出ください。

〇以下の学生は上記奨学金及び支援金の対象となりません。

・学年延長生または標準修業年限内で卒業できない学生

・科目等履修生

・罹災者が本人または生計維持者ではない場合（親族は不可）

〇給付奨学金（家計急変採用）は学部学生のみ対象です。原則として災害後３カ月以内にご申請ください。＊

〇第一種・第二種奨学金（緊急・応急採用）は、原則として災害後１年以内にご申請ください。＊

＊申込が卒業直前の場合、推薦できないことがありますので、卒業を 3 カ月以内に控える方については、事前に奨学課までご連絡ください。

【適用地域】※下線が追加地域

都道府県	市区町村	公示日
福島県	耶麻郡北塩原村、耶麻郡猪苗代町	2026 年 11 月 23 日

以　上